

高松市監査委員告示第20号

包括外部監査結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表します。

令和5年7月31日

高松市監査委員	木	田	一	彦
同	大	西		均
同	大	西		智
同	山	下		誠

監査結果に基づく措置通知

(包括外部監査)

(令和5年7月31日)



高松市監査委員

活力にあふれ 創造性豊かな 瀬戸の都・高松

☎ 087-839-2652

✉ kansa@city.takamatsu.lg.jp

包括外部監査結果に基づく措置通知一覧

監査実施年度 令和2年度

監査テーマ 持続可能な財政運営

措置通知No.	区分※	項目	報告書該当ページ	所管課等		措置通知日
1	意見	男木保育所の土地の必要性の検討と対応について	P94	健康福祉局	こども保育教育課 施設対策室	R5.6.12

※ 意見 …… 組織及び運営の合理化の観点から改善が望まれるとしたもの。

包括外部監査結果に基づく措置通知

措置通知No.

No.1

指摘又は意見

監査実施年度/ 監査テーマ	令和2年度／持続可能な財政運営	
区 分	意 見	
意見の項目	男木保育所の土地の必要性の検討と対応について	
意見の内容	男木町については、移住希望者が増えている一方、空き家も増加しているが、それでも賃貸や売却に応じる住民は少ないため、何年も空きを待つ移住希望世帯も多くなっている。倉庫として使用するにしても、全ての土地が必要か検討のうえ、売却可能であれば、用途廃止し、財産経営課に移管することが望まれる。	
報告書該当 ページ	P94	
報告書への リンク	https://www.city.takamatsu.kagawa.jp/kurashi/shinotorikumi/johokokai/kansa/kekka/hokatsu.files/syuseihokatsu20210125.pdf	

指摘又は意見に対する措置

措置通知日	令和5年6月12日
所管課等	健康福祉局 こども保育教育課施設対策室
措置結果	本件意見については、令和4年に、男木地区コミュニティ協議会から、公益事業の用に供するため、旧男木保育所の譲渡の要望があり、局内で検討した結果、「高松市市有財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例」第3条第1項第1号の規定に基づき、無償譲渡することとした。